

デイサービスセンター スマイルレーベル

指定第1号通所事業(通所型サービス)・通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団恵仁会が設置するデイサービスセンター スマイルレーベル(以下「事業所」という。)において実施する指定第1号通所事業(通所型サービス)・通所介護事業(以下「事業」という。)は、利用者が要介護または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能、生活機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村・居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供者との連携に努めるものとする。
- 4 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者によって行うものとし第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター スマイルレーベル
- (2) 所在地 富山県中新川郡立山町大石原 225 番地

(指定通所介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は60名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始、ゴールデンウィークの営業については一部休業あり。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時00分(1単位)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名(常勤 医師と兼務)
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 生活相談員 1名以上(常勤 専従)
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行う。
- 3 介護職員 5名以上(非常勤 専従)
介護職員は、日常生活の上必要な介護を行う。
- 4 看護職員兼機能訓練指導員 1名以上(非常勤 専従)
看護職員兼機能訓練指導員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- 5 栄養職員 1名以上(非常勤 専従)
栄養職員は、低栄養状態などの改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

(事業のサービス内容)

第8条 事業のサービス内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 1 食事の提供
- 2 入浴(一般浴・特浴)
- 3 日常生活動作の機能訓練、レクリエーション
- 4 健康状態の確認
- 5 送迎
- 6 延長サービス(介護給付)
- 7 日常生活における相談及び助言
- 8 その他日常生活上の援助 など

(利用料等)

- 第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険告示上の額、指定第1号通所事業(通所型サービス)を提供した場合の利用料の額は、富山市、高岡市、新川地域介護保険・ケーブル事業組合、中新川広域行政事務組合の介護予防・日常生活総合事業第1号事業支給費の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 食事の提供に要する費用については750円、おやつ代は60円を徴収する。
 - 3 日常生活において通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
 - 4 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合でも交通費は徴収しない。
 - 5 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 6 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及びに金額に関し事前に文書に署名(記名押印)を受けるとする。
 - 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は立山町の区域とする。

(衛生管理等)

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は事業のサービス提供を受ける際には、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、富山県厚生部高齢福祉課、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第 14 条 BCP 委員会を設け、新型コロナウイルス等感染症や大地震等の災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるような体制を整えている。また、中断した際も可能な限り短い期間で事業を再開できるようガイドラインに沿って業務継続に向けた計画などの策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施を行う。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害に備えて、消防計画、風被害、地震等の災害に対処するために計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年 2 回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 16 条 新型コロナウイルス感染症の感染者(感染疑いを含む)や他感染症の感染者が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行出来るよう準備すべき事項を定める。

(地域との連携等)

第 17 条 当事業所は、地域に開かれた事業として、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努める。

(苦情処理)

第 18 条 事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとする。

①苦情があった場合は直ちに利用者等と連絡を取り、事情を聞き、苦情内容を把握する。

②担当者は、その場で対応可能なものであっても、即日、管理者と相談の上で、利用者に対応する。

③管理者は、担当者及び他の職員と苦情処理に向けた検討会議を行う。

④検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。

⑤苦情処理台帳を作成し、苦情処理結果を記載するとともに、職員間で情報共有を行い、同じような苦情の発生がないように再発防止に役立てる。

(個人情報保護)

第 19 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止・身体拘束に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じるものとする。

1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

3 その他虐待防止のために必要な措置

第 21 条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(パワーハラスメントの禁止)

第 22 条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 23 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存するものとする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団恵仁会藤木病院と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(協力病院について)

第 24 条 同一法人、同一建物内の医療法人財団恵仁会藤木病院を協力病院とし、提供時間帯を通じて事業所の営業日毎に利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

附 則

第 9 版：令和 6 年 7 月 1 日から施行
第 8 版：令和 5 年 9 月 1 日から施行
第 7 版：令和 3 年 12 月 15 日から施行
第 6 版：令和 3 年 11 月 1 日から施行
第 5 版：令和 3 年 7 月 1 日から施行
第 4 版：令和 3 年 4 月 1 日から施行
第 3 版：令和 2 年 10 月 1 日から施行
第 2 版：令和 2 年 6 月 11 日から施行
初 版：令和 2 年 4 月 1 日から施行

修正履歴

	新	旧
R2.6.11	<p>第 5 条 事業所の利用定員は 60 名とし、1 単位 30 名、2 単位 15 名、3 単位 15 名とする。</p> <p>(協力病院について)</p> <p>第 19 条 同一法人、同一建物内の医療法人財団恵仁会藤木病院を協力病院とし、提供時間帯を通じて事業所の営業日毎に利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。</p>	<p>第 5 条 事業所の利用定員は 50 名とし、1 単位 30 名、2 単位 10 名、3 単位 10 名とする。</p>

修正履歴

	新	旧
R2.10.1	<p>第 5 条 事業所の利用定員は 60 名とする。</p> <p>第 6 条 サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分</p>	<p>第 5 条 事業所の利用定員は 60 名とし、1 単位 30 名、2 単位 15 名、3 単位 15 名とする。</p> <p>第 6 条 サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分 午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分 午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分</p>

修正履歴

	新	旧
R3.4.1	<p>歯科衛生士の配置追加</p> <p>第 14 条 業務継続に向けた取り組み</p> <p>第 16 条 新型コロナウイルス含む感染症対策</p> <p>第 17 条 地域との連携等</p> <p>第 21 条 身体拘束に関する事項</p> <p>第 22 条 パワーハラスメントの禁止</p>	

修正履歴

	新	旧
R3.7.1	<p>第 10 条 通常の事業の実施地域は、立山町の区域とする。</p>	<p>第 10 条 通常の事業の実施地域は、立山町、上市町、富山市、舟橋村の区域とする。</p>

	新	旧
R3.11.1	<p>第 7 条 歯科衛生士の配置なしとする。</p>	<p>第 7 条 歯科衛生士 1 名以上(非常勤 専従)</p>

修正履歴

	新	旧
R3.12.15	第 6 条 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始、ゴールデンウィークの営業については一部休業あり。	第 6 条 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始の営業については一部休業あり。

修正履歴

	新	旧
R6.7.1	第 9 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険告示上の額、指定第 1 号通所事業(通所型サービス)を提供した場合の利用料の額は、富山市、高岡市、新川地域介護保険・ケーブル事業組合、中新川広域行政事務組合の介護予防・日常生活総合事業第 1 号事業支給費の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。	第 9 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険告示上の額、指定第 1 号通所事業(通所型サービス)を提供した場合の利用料の額は、富山市、新川地域介護保険・ケーブル事業組合、中新川広域行政事務組合の介護予防・日常生活総合事業第 1 号事業支給費の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。